

## 若手会員の国際学会参加支援実施要領

### 1. 目的

日本草地学会所属の若手会員の国際的な活動を支援するため、国際学会等に参加するための参加費の一部を支援する。

### 2. 支援対象者と適用範囲

- ・ 若手の正会員（学会参加時に 33 歳以下もしくは博士課程修了後 5 年以内）および学生会員
- ・ 草地学に関連し、海外で開催される学会及びシンポジウム等で草地学教育委員会において妥当と認められるもの
- ・ 日本国内で開催される日中韓草地学会議および国際草地学会議
- ・ 2 組織間の小シンポジウムや出張会合のようなものは支援対象としない
- ・ 同一年度内に支援を受けた者は支援対象としない

### 3. 支援金額

- ・ 1 件あたり最大 10 万円とし、半年間に 1 件を支援できるものとする（ただし、学会の開催地域によっては減額もあり得る）。
- ・ 国内で開催される日中韓草地学会議および国際草地学会議には、1 件あたり最大 5 万円とし、当該期間の支援限度額を超えない範囲で複数件を支援できるものとする。
- ・ 補助に係る経費は、特別会計「学会基金」から支出する。

### 4. 支援に係る手続き

支援を受けようとする者は、以下の事項についてまとめた申請書(様式 若手国際支援 1)を作成し、「草地学会事務局 学会長宛て」に提出する。

(申請は、本人申請を原則とし、学生会員は指導教員等の承認が必要)

- ・ 氏名、所属、生年月日
- ・ 会議等の名称
- ・ 発表課題名
- ・ 発表概要
- ・ 発表形式（口頭、ポスター）
- ・ 日程および開催場所

- ・ 現在行っている研究の概要と今回発表する内容の位置づけ
  - ・ 申請額
  - ・ 他機関への申請状況
  - ・ 本制度による過去の受給歴
- ・ 草地学教育委員会は、趣旨、科学性、申請者の将来性を勘案して支援する対象者を選考する。
  - ・ 国際学会への参加支援の募集は半年に1回行う。4月末および10月末に締め切り、それぞれ翌月の草地学教育委員会にて決定する。なお、日中韓草地学会議への応募は優先して審査されるものとする。
  - ・ 草地学教育委員長は選考の結果を、その経過とともに文書をもって会長に報告する。会長は、補助の採択・不採択を申請者に通知し、会計幹事を通じて支援金を振り込む。
  - ・ 支援が採択された者は、原則として発表のプレゼンおよびポスターに学会の支援を受けた旨を明記し、学会終了後、1ヶ月以内に学会参加報告（1,000字以内、図や写真を含む場合は相当量の文字数を減ず）を作成し、提出する。
  - ・ 採否の理由に対する質問には、一切応じられない。
  - ・ 変更が生じた場合は、補助対象者は、その理由を付して、速やかに草地学教育委員長に報告し、その承認を受けるものとする。学会等が中止となった場合や大会に参加できなくなった場合には、支援金は全額返還とする。これら支援の変更・中止の承認は、草地学教育委員長を通じて、草地学教育委員会の承認を得る。承認した内容については、学会長に報告する。

## 5. その他

- ・ 学会は、学会誌およびホームページを通じて、若手会員の国際学会参加支援制度を学会員に周知する。
- ・ 申請書類および学会参加報告は学会事務局に提出する。学会参加報告は日本草地学会誌における学会記事に掲載する。
- ・ 本制度は、特別会計「学会基金」の残額を考慮して適宜見直す。
- ・ 本要領は、草地学教育委員会にて定める。